

○国立大学法人筑波技術大学情報ネットワーク接続手順に関する規程

平成 21 年 3 月 18 日  
規 程 第 11 号

改正 平成 24 年 11 月 22 日規程第 30 号

国立大学法人筑波技術大学情報ネットワーク接続手順に関する規程

第 1 条 本規程は国立大学法人筑波技術大学情報ネットワーク（以下、「学内 LAN」という。）への機器接続手順を定める。

第 2 条 学内 LAN への接続方法は次の 2 種類とする。

- (1) 固定 IP アドレス接続
- (2) 自動 IP アドレス接続

第 3 条 固定 IP アドレス接続を申請できる者は常勤職員とする。

第 4 条 固定 IP アドレス接続を希望する者は、接続するネットワークを管理する技術担当者・技術責任者に申請し、IP アドレス他の接続に必要な情報を受領すること。申請に必要な書式等については、所属部局の技術責任者が定める。

第 5 条 情報コンセントを使用できる者は次のとおりとする。

- (1) 常勤職員・非常勤職員及び学生
- (2) 氏名・所属等を確認できる学外者で、かつ、通信内容が学内 LAN の設置目的に反しないことを常勤職員が保証する者

第 6 条 無線 LAN による接続手順に関しては、別途定める。

第 7 条 学会等の開催により多数の者が学内 LAN に接続する可能性がある場合には、その 1 ヶ月以前に部局総括責任者を通じて、全学実施責任者に申請するものとする。

第 8 条 前項の申請を受理した全学実施責任者は、全技術責任者に対して、その適否、接続方法等について諮問し、その結果を部局総括責任者を通じて申請者に回答する。なお、接続に関して発生する全費用は申請者が負担する。

第 9 条 ここに定めのない事項については、適宜、全技術責任者の合議により定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 11 月 22 日から施行する。
- 2 この規程の一部改正に伴い、筑波技術大学非常勤講師等宿泊施設での学外者ネットワーク利用に関する申合せ（平成 18 年 12 月 11 日）は、廃止する。